

なんたん

南丹市農業委員会だより

No. **7**

平成21年2月号



工場の建物群!?
いえいえ、農業用ハウス群です

耕作放棄地解消対策の取り組み	2 ~ 3
農業所得の申告について	4 ~ 9
農業者年金に加入しましょう	10
農業委員会のうごき	11
なんたんあっちこっち	12
編集後記	12

田んぼの中にずらっと並んだ白い屋根の建物。なにやら工業地帯の建物群のようにみえますが、これは八木町神吉地区のパイプハウスです。神吉地区は、地区全体で150以上の農業用パイプハウスがあり、主に水菜が栽培されています。これだけの密度・数でパイプハウスが立ち並ぶのは、南丹市のみならず京都府下でも珍しい光景です。
(12ページの「なんたんあっちこっち」に関連記事)

耕作放棄地解消対策の取り組み

「38.6万ヘクタール」。埼玉県全面積、日本の国全体の1%に匹敵する膨大な面積ですが、これは全国の「耕作放棄地」とされる農地の面積です。

今、日本では食料自給率が40%を切り深刻な状態となっていますが、一方でこれだけ多くの農地が「耕作放棄」すなわち耕作されていないという実態があります。

耕作放棄地対策は、日本農政の緊急の課題となっています。

「耕作放棄地」とは、農林水産省の定義では「過去一年以上作付けせず、今後数年間再び作付けする意思のない耕地」とされています。

いままでもなく農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であり、農業者にとっては、生活の糧となる極めて重要な経営基盤です。

また、豊かな自然環境を生み出すとともに、水田は有数の貯水能力を持つ自然のダムとしての機能を持つなど、単に食料生産の場だけではなく、その多面的な機能は私たちの生活と密接に結びついています。

「耕作放棄地」発生原因

「耕作放棄」はなぜ起こるのでしょうか。

耕作放棄地が発生する原因で一番大きいのは、いままでもなく「農業従事者の高齢化による労働力不足」です。

農業従事者が高齢化しても、農業に産業としての魅力があれば後継者の心配はないのですが、近年、安い外国産農産物が国内に流通して農産物価格を引き下げ、一方で生産資材の高騰が加速する中で「農業の生産性の低下」が著しく進行したことにより、産業としての農業の魅力、価値観がなくなり、後継者が育ちにくくなっています。

さらに、イノシシやシカ、サルなどによる農作物への被害、いわゆる「獣

害」の拡大がこれに拍車を掛けています。

そのほか、特に都市部に近い地域を中心として、「農地の投機的な取り引き」や「地区外からの農地の取得」が耕作放棄地の発生を引き起こしている事例も見受けられます。



耕作放棄地が及ぼす影響

耕作放棄地の発生は、農産物を生み出さないという直接的な影響だけでなく、農作物の病害虫の温床となったり有害鳥獣の隠れ家となって、周辺の優良農地に悪影響を及ぼします。

さらに、地域の美観を損なうことにもなり、ひいては地域全体の活力にも悪影響を与えます。

特に、危機的ともいえる現在の食料自給率の改善が急務となっている中

で、国土の一部、耕地面積の八割を占める耕作放棄地の解消対策は、わが国農政の緊急の課題となっています。

耕作放棄地対策の取り組み

昨年六月二十七日に政府が閣議決定した「骨太の方針二〇〇八」には、平成二十三年度までに農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消すると明記されています。

また、同じく昨年五月七日に農林水産省が示した「二十一世紀新農政二〇〇八」では「すべての耕作放棄地について現地調査を行い、農業的利用ができる土地とできない土地に振り分け、耕作放棄地解消計画の策定・実施を推進する」としています。

「耕作放棄地全体調査」

これに基づき、まずは耕作放棄の実態を一筆ごとに把握するため、平成二十年度において、全国全ての市町村でいっせいに耕作放棄地の調査が行われました。

南丹市農業委員会においても、市全域を対象として、昨年八月に六日間、二十二の班に分かれて調査しました。

結果は、耕作放棄されているが農地への復旧が比較的容易なものが約二十畝。容易ではないが農地への復旧が可能なもの約一五畝。農地への復旧が困難なもの（山林・原野化している、無断転用など）が約一五畝でした。

ただし、この調査は農振農用地区域内の農地（ほ場整備田が中心）に限定して行っており、市内全農地を対象にすればもっと多くなるものと思われる。



▲市内の農振農用地区域内の農地を対象に一筆ごとの調査を実施

「耕作放棄地解消計画の樹立と解消に向けた取り組み」

調査した耕作放棄地については、「直ちに営農再開を図るもの」「基盤整備後に営農再開を図るもの」「当面は保全管理するもの」に分類し、それぞれの支援策を検討して「耕作放棄地解消計画」を樹立します。

耕作放棄地解消対策としては、カヤや雑木等の障害物の除去や深耕、整地、用排水施設の整備、鳥獣被害防止施設の整備等を図り営農可能な状態にするという基盤整備上の問題、いわゆるハード的な施策と、実際に農業を行う担い手をどう確保していくかという、いわゆるソフト的な施策に大きく分かれます。

農業所得の向上が基本的課題

農業従事者が高齢化し後継者がいない状況では、新たな担い手を探すしかなかった。基本的には地域内での担い手が望ましいのですが、地域によってはそれも困難な場合があり、そういった地域が多いのが農村の現状です。そのような場合には、多様な人や組織の参画、協働も考えていかななくてはなりません。

しかし、いずれにしても農業が産業として成り立つことが不可欠で、農産物価格の安定が図られないと担い手として存続することは困難です。

そのため、食料の安定供給・自給率の向上の観点からも、まずは生産者米価の安定に向けた支援策が強く求められます。また、米の多用用途の利用、例えば米粉の利用促進や飼料用米への転換、さらには、大豆、小豆、麦など、多様な農産物の価格安定への支援策が強く求められます。

また一方で、地域住民や都市住民、NPO法人など多様な人や組織が参画して、環境保全としての位置付けも含め、国民みんなで耕作放棄地について考え、取り組みを進めることも必要といえます。

耕作放棄地解消対策の実例

耕作放棄地解消対策のうち、ソフト的な施策の例をご紹介します。

①から③については、新たな担い手に農業経営を移管するもので、その中で、耕作放棄された農地を有効活用してもらおうとするものです。

①集落型農業法人による農業経営

既存の農家組合を中心とした集落営農組織は、あくまでも任意団体であるため農地の売買や貸し借りの主体とはなりません。そのため、農作業の全部又は一部を引き受けられるにしても、生産物の所有権は土地所有者のものとなります。

しかし、この集落営農組織を法人化（主に農事組合法人）し、農業生産法人の要件を満たすと、農地の売買や貸し借りの主体となります。すなわち、直接農業経営を行うことができます。

②株式会社による農業経営

前述の通り、直接農業経営を行うことができる農業生産法人には会社型のもがありますが、当然その中には株式会社によるものもあり、企業として農業経営しているものもあります。

この中には、農産物の生産を目的として一から立ち上げられたものもあり、また、建設業等他産業から転換されたものがあります。

③新規就農者・帰農者の参入

近年の厳しい一般企業の雇用情勢や、また価値観の変化に伴い、会社勤めを辞めて新たに農業経営を始めるというケースは少なからずあります。

①②の法人の参画も同じですが、新たに農業を始める場合、当然土地という資本がない訳ですから、既存の農家から農地を譲り受けたり借り受けることとなります。

また、農家出身で実家に農地がありながら転出されて会社等に勤められていた方が、定年退職等により実家に戻り農業を再開されるという例もあります。京都府南丹広域振興局では「南丹ふるさと帰農支援事業」としてこうした取り組みを支援しています。

④地域社会の連携による農地利用

耕作放棄された農地を利用してくれる新たな担い手があるにこしたことはないのですが、こうした新たな担い手が出てくること自体が困難な場合が多々あります。

こうした中、地元住民や関係機関が連携して、環境整備の意味も含め、カヤや雑木を除去し、その後に景観作物を植えるような取り組みも全国で広がっています。これも、耕作放棄地解消対策の一つの形であるといえます。



今年も所得申告の時期となりました。農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により農業所得金額を計算し申告していただきます。

申告には収支内訳書の作成が必要です。収支内訳書の記入は、収入と経費それぞれを九ページのA表B表の科目ごとに仕分けし、その合計金額を各科目の記号番号欄に記入します。

本号では、農業所得の収支内訳書を作成する中で少しややこしいと思われるがちな『減価償却費』の計算方法について解説をします。

※本文は九ページに続きます。

※五〜六ページの「収支内訳書」は、切り取ってそのままお使いください。

「減価償却費」の計算方法

◆ 減価償却費の計算は、取得年月日が平成19年3月31日以前と4月1日以降で異なります。以下、次の(1)、(2)のパターンに分けて説明します。

(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

取得価格 × 0.9 × 耐用年数に応じた旧定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合

(2) 平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産

取得価格 × 耐用年数に応じた定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合

〈計算例〉◆(1)による例 平成19年2月に200万円で取得したコンバイン(旧定額法)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
年産	イ 取得価格	ロ 計算の基礎となる金額 A × 0.9	耐用年数	ハ 定額法償却率	ニ 使用月数 / 12	ト 年間の償却額 B × D × E	チ 事業専用割合	リ 必要経費算入額 F × G	又 未償却残高(期末残高)
19年産申告	2,000,000	1,800,000	5	0.200	11/12	330,000	100	330,000	1,670,000
20年産申告	2,000,000	1,800,000	5	0.200	12/12	360,000	100	360,000	1,310,000

〈計算例〉◆(2)による例 平成20年8月に200万円で取得したコンバイン(定額法)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
年産	イ 取得価格	ロ 計算の基礎となる金額	耐用年数	ハ 定額法償却率	ニ 使用月数 / 12	ト 年間の償却額 B × D × E	チ 事業専用割合	リ 必要経費算入額 F × G	又 未償却残高(期末残高)
20年産申告	2,000,000	2,000,000	5	0.200	5/12	166,667	100	166,667	1,833,333

A	購入金額です。領収書等で確認してください。消費税込金額です。
B	必要経費を計算する上での基礎となる数字です。◆(1)の例ではA欄 × 0.9で計算した金額を記入。◆(2)の例ではAと同じ金額を記入します。※平成19年4月1日以降購入分は、0.9を乗じません。
C	耐用年数は、減価償却資産の効用が持続する期間で、法律で個別に定められており、9ページのD表<耐用年数表>を参照して記入してください。
D	償却率は、1年間に必要経費に算入できる割合です。耐用年数により9ページのE表の<定額法償却率>欄を参照して記入してください。◆(1)と(2)で耐用年数により償却率が異なることがありますので注意してください。
E	◆(1)は20年産申告に記載の通り使用年数12ヵ月。購入した年は、購入月以降の月数を求めるため、◆(2)の場合は20年8月購入なので、8月から12月までの「5」となります。
F	年間の償却額です。(B × D × E)
G	農業に使用する割合を%で記入してください。使用時間や距離など客観的な基準で決定してください。
H	今年の必要経費に算入できる額です。
I	◆(1)の20年産申告の例では、19年産申告のI欄未償却残高から20年産申告のF欄年間の償却額を差し引いた額です。 ※前年未償却残高が不明なときは、次の算式により計算してください。 B欄計算の基礎となる金額 × D欄償却率 × 前年未までの経過月数 / 12ヵ月 = Z A欄取得価格 - Z = 前年期末残高 ◆(1)の例では B 1,800,000 × D 0.200 × E 11/12 = 330,000 2,000,000 - 330,000 = 1,670,000 ← 前年未償却残高 ◎1,670,000 - F欄20年の年間償却額360,000 = I欄未償却残高1,310,000 ← 20年未償却残高 ◆(2)は20年取得ですのでA欄取得金額からF欄年間の償却額を差し引いた額を記入します。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の棚卸高末		農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	農産物の棚卸高末	
		数量	金額								数量	金額
田	a	kg	円	円	円	円	kg	円	円	円	kg	円
畑												
④小計												

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年の償却期間	④本年普通償却費 (③×④×⑤)	⑥特別償却費	⑦本年分の必要経費 (①+②+③+④+⑤+⑥)	⑧未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月	円	円		年		12	円	円	円	円	
		・						12					
		・						12					
		・						12					
		・						12					
		・						12					
計													

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	①前年の繰越額	②本年中の果樹・牛馬等の育成費用		③本年中に取得したものの取得価額	④翌年へ繰越額	⑤本年中の必要経費 (①+②+③+④)	⑥未償却残高 (期末残高)	摘要
			⑦本年中の果樹・牛馬等の育成費用	⑧本年中に取得したものの取得価額					
		円	円	円	円	円	円	円	
計									

◎本年中における特殊事情

収支内訳書（うら）記入例

○収入の明細を書いてください。

「作物の種類」
「作付した面積」
「販売金額」
「家事消費金額」

という内訳を書いてください。

棚卸高は毎年同程度の数を翌年へ繰り越す場合には、省略してもけっこうです。

農業用の資産（10万円以上）の減価償却費を計算します。
左から順に記入することにより計算できます。

○旧定額法で平成19年3月31日以前に購入したものは
⇒ 一般の償却資産は「取得価額×0.9が口の金額になります」
○定額法で平成19年4月1日以降に購入したものは
⇒ 一般の償却資産は「取得金額が口の金額になります」

果樹・牛馬等の場合は
税務署にお尋ねください。

一括償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満のもの）は3年間で1/3ずつ均等に償却することができ、イロの場合には、イロとなり二は記載する必要ありません。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	家事消費金額		農産物の棚卸高		農産物の数量	農産物の期首金額		農産物の期末金額
	円	円	円	円		円	円	
水稲	47	635,250	52,500					
麦	20	65,956						
田								
畑								
A 小計	67 a	701,206	52,500					

「作付した面積」「販売金額」「家事消費金額」の合計を書いてください。

補助金などの雑収入の内訳を書いてください。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	取得価額	イ 取得の基礎となる金額	ロ 償却方法	耐用年数	ハ 償却率	ニ 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通通償却費（ロ×ハ×ニ）	ヘ 本年中に成熟したものの取得価額	ト 本年分の償却費合計（ホ+ヘ）	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額（ト×チ）	ヌ 未償却残高（期末残高）	摘要
水稲水稲作業場	33㎡	6・5	1,800,000	1,620,000	定額	15	0.066	12	106,920		106,920	100	106,920	231,840	
雑草管理道草刈機	40㎡	12・8	2,200,000	1,980,000	定額	17	0.058	12	114,840		114,840	50	57,420	1,233,430	
耕四トラック	1台	17・6	900,000	810,000	定額	4	0.250	12	202,500		202,500	20	40,500	174,375	
普通乗用車	1台	20・5	1,000,000	1,000,000	定額	6	0.167	8	111,333		111,333	20	22,266	888,667	
四輪機	1台	19・3	400,000	360,000	定額	5	0.200	12	72,000		72,000	100	72,000	268,000	
コンバイン	1台	20・8	1,400,000	1,400,000	定額	5	0.200	5	116,666		116,666	100	116,666	1,283,334	
一括償却資産	-	20・	120,000	120,000	-	-	1/3	12	40,000		40,000	-	40,000	80,000	撤去機
合計															

○ 本年中に取得した資産 ⇒ イ取得価額から上本年分の償却費を差し引いた金額を記入してください。

○ 前年以前に取得した資産 ⇒ 前年の未償却残高（「取得価額-前年未までの償却費の累計」）から上本年分の償却費を差し引いた金額を記入してください。

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに記入してください。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、委託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	ロ 前年から繰越した金額		ハ 本年中の種苗費、肥料、畜産費		ニ 本年中の肥料、農薬等の投入費用		ホ 本年中に取得価額に加工する金額（イロ+ニ+ホ）		ト 本年中に成熟したものの取得価額	チ 翌年への繰越額（イロ+ヘト）	ロ、ハ、ホの額の計算方法
		円	円	円	円	円	円	円	円			
計												

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。

耐用年数は、償却費を計算するための償却率を決定するためのもので、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

◎本年中における特殊事情

※特殊な償却資産の計算

a 一括償却

取得金額が10万円以上20万円未満の場合には D表の耐用年数表の年数にかかわらず 3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。他の減価償却資産と同じく、収支内訳書の「減価償却の計算欄」に記入してください。

b 中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

使用可能な年数を適切に見積もって計算します。しかし、見積りができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

- ☆耐用年数の全部を経過したもの 法定耐用年数 × 0.2
 - ☆耐用年数の一部を経過したもの 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8)
- (注意) 計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満の年数は2年とします。

A表 収入となるもの ※ 収支内訳書 裏面を先に仕上げましょう。「〇収入金額の明細」の合計欄①②③からの転記となります。

① 販売金額 ② 家事消費・事業消費 ③ 雑収入 それぞれの金額を記入してください。

- ※ ②の家事消費とは自家用飯米・親戚等への贈答用です。事業消費とは雇用費の現物支給等のことです。
- ※ 農作業受託の受託費は③の雑収入にあげてください。

B表 必要経費となるもの

⑧ 雇人費 ⑨ 小作料・賃借料 ⑩ 減価償却費(下段参照) ⑪ 利子割引料 ⑬ その他の経費

※ ⑩減価償却費・・・農業用建物、農業用車両などで取得価格が10万円以上で使用可能期間が1年以上の固定資産の償却費

【前ページ減価償却費の計算例 参照】

国などから補助金を受けて購入した場合は、購入価格から補助金相当額を控除した額が取得価格となることがありますのでご注意ください

※ ⑬その他の経費の内訳

イ 租税公課 ロ 種苗費 ハ 素畜費 ニ 肥料費 ホ 飼料費 ヘ 農具費 ト 農業衛生費 チ 諸材料費 リ 修繕費 ヌ 動力光熱費 ル 作業用衣料費
ヲ 農業共済掛金 ヱ 荷造運賃手数料 カ 土地改良費 ツ 雑費

- イ 租税公課とは固定資産税や自動車税、水利費、農業組合費などです。所得税や住民税、交通犯則金などは対象外です。
- ヘ 農具費は減価償却の対象外となる農機具等の購入費用です。
- リ 修繕費には農機具等の修繕費用です。車検代金も含まれます。
- ワ 荷造運賃手数料は出荷の際の梱包費用や運賃、市場に支払う手数料です。売上から差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。
- カ 土地改良費は土地改良事業の受益者負担金や客土費用で10アール当たり1万円未満は全額経費対象です。
- その他費用は、ツ 雑費欄や空欄(ヨ～ン)にご記入ください。

※ 記号番号は、収支内訳書の記号番号です。科目ごとの合計額を内訳書に記入することになります。

C表

収入①②欄の参考

(平成20年産米のJA京都の概算金単価表(単位:円/30kg玄米換算個))

品 種	1等	2等	3等
コシヒカリ	6,225円	5,725円	5,225円
キヌヒカリ・ヒノヒカリ・フクヒカリ	5,650円	5,150円	4,650円
祭り晴・日本晴・どんとこい	5,500円	5,000円	4,500円

D表 ◆経費⑩欄 参考 主な減価償却費の耐用年数表

種 類	構造・用途	細目	耐用年数
建 物	農業用倉庫	鉄骨造(肉厚3~4ミリ)	倉庫用 24年
		鉄骨造(肉厚3ミリ以下)	倉庫用 17年
		木造・合成樹脂造	倉庫用 15年
	ビニールハウス	金属造 ※基礎なし	10年
車 両	軽トラック		4年
農林業用 償却資産	トラクター	乗用型	8年
	耕うん整地用機具	管理機、ロータリー、代掻機、畝たて機等	5年
	栽培管理用機具	田植機、堆肥散布機、育苗機等	5年
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壤消毒機等	5年
	穀類収穫	自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機等	5年
	調製用機具	脱穀機、籾摺機、穀物乾燥機等	8年
その他	精米機、保冷库	金属製	10年

E表

経費⑩欄 減価償却資産の償却率表

(注) 平成19年4月1日以降に購入された減価償却資産については、減価償却費の計算方法がそれ以前に購入されたものと異なり、償却率も違うものがありますので下表により確認の上、例に従って計算してください。

耐用年数	~H19.3.31 購入	H19.4.1~ 購入	耐用年数	~H19.3.31 購入	H19.4.1~ 購入
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033

○ 「収支内訳書記入例」(7ページから8ページ)を参考に「収支内訳書(提出用)」(5ページから6ページ)を作成してください。

○ 次の場合は収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。

● 家事消費・親戚などへ販売しない米(縁故米)のみの場合 ● 収支計算の結果、農業所得が黒字にならない場合

○ 農業以外の所得があれば、農業所得の赤字をほかの所得と損益通算できる場合があります。

○ 国保税の軽減など、収入や所得により判定される制度の対象となる方は、住民税の申告が別途必要です。

○ 提出は、市役所税務課又は、支所地域総務課総務係まで。

魅力いっぱい 農業者年金

**農業者年金に
加入しましょう**

総務省の家計調査によれば、世帯主が65歳以上で家族が2人以上の世帯では、1ヵ月に必要な生活費は約27万円となっています。

老後生活の基礎となる国民年金は、40年加入した場合でも給付月額が6万6千円で、夫婦2人合わせても必要額の半分にしかありません。

そのため、サラリーマンが加入する厚生年金のように、国民年金に上乗せして加入できる制度として「農業者年金」制度があります。

農業者年金は、農業者だけが加入できる制度です。特に、認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には保険料の手厚い国庫助成があるなどメリットの大きい公的年金制度です。

農業者年金の メリット

長期に安定した 制度ですよ

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てる積み立て方式の「確定拠出型」ですので、将来の年金加入者数には影響されません。
少子・高齢化等の影響は受けないということです。

農業に従事する人だけが 加入できるんじやよ

農業者年金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人です。
自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、農業従事日数が年間60日以上あれば加入できます。

保険料は自由に 選択できますわよ

毎月の保険料は2万円を基本として、最高6万7千円まで、千円単位で自由に決められます。

意欲ある担い手は 保険料助成が 受けられるんじやよ

認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、基本保険料のうち国から最高半額の助成が受けられます。

80歳までの保証が 付いた終身年金ですよ

年金は終身年金、すなわち、受給者が亡くなるまで給付されます。
仮に、80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

税制面でも有利じやよ

納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です)
また、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。



農業委員会のうごき



▲ 同じく、八木町北広瀬で和菓子を製造する「虎屋(株)」を視察。会社スタッフから説明を聞く。(7月30日)



▲ 農業振興と市内に立地する企業との連携の方向を探るため、企業視察を行う。日吉町胡麻で胡麻油等の胡麻製品を製造する「山田製油(株)」が委託栽培をする畑を視察。(7月30日)

農業委員会の業務は農地法に基づく許認可や農地の無断転用や耕作放棄の監視などが主なものと思われがちですが、それだけにとどまりません。南丹市の農業振興を目指して、委員自らが先進的な事例を研修し、政策として南丹市長に提言していくことも大きな責務となっています。平成二十年度に行った取り組みの一部をご紹介します。



▲ 南丹市農業を取り巻く様々な課題やそれに対する要望事項を取りまとめ、佐々木南丹市長に「建議書」を提出。(11月26日)



▲ 南丹市、亀岡市、京丹波町の農業委員との交流と情報交換を兼ねて「南丹地域農業委員会協議会」の研修会に参加。耕作放棄地の解消事例を学ぶ。(12月5日)



▲ 黒大豆作付面積日本一を誇る岡山県美作市を視察。(11月28日)

全国農業新聞を読みましょう

農地制度改革、食料自給率の向上など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではないですね。

新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報がてんこ盛りの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。お申し込みは農業委員会事務局まで。

発行所 全国農業会議所

発行日 毎週金曜日

購読料 月額600円



なんたん

あっちこっち

とにかく広い南丹市。
南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、
楽しい、また興味深い取り組みがされています。
そんな南丹市の、**あっちこっち**のできごとを紹介します。



(取材・谷口武委員)

八木町神吉の松崎忠嗣さん(56)は、約三七ア、十五棟のパイプハウスを経営されています。
主な栽培品目は京の伝統野菜「みず菜」で、年間三〜四回転生産される上、夏場は半分程度はトルコギキョウも栽培されています。神吉地区のほ場整備が完了した直後からの取り組みで、施設園芸の先駆者でもあります。
他に水稻を約二・五ヘクタール経営されており、さらに地域の農作業の受託もされていることから大忙し。
奥さんとお母さんが貴重な戦力となつて支えられています。



パイプハウスの中は？



これ何に使う道具？



十一月十二日、南丹市立八木小学校二年生が、社会学習の一環として、昔使われていた農機具を見学しました。
説明するのは、南丹市農業委員会の人見保夫委員。
みんな見たこともない道具がほとんどで、実際に使い方も実演してもらい、思わず「うわぁー、すごいなー」と歓声が上がリ、引率の先生までもが、「へえー」と感心されていました。
このような形で農業に接することも、こどもたちに感動を与えるということも、非常に重要なことですね。



ざらりと勢揃い。京都府の女性農業委員。

次回の南丹市農業委員会委員の選挙(今年六月の予定)では、ぜひ複数の女性農業委員が誕生することを強く期待します。
(広報委員 吉田陽子)

京都府下はもとより、全国的にも女性の農業委員の数は少ないのですが、女性委員は、農村地域の暮らしに根ざした視点を持つ女性農業者の代表として、その役割は大変重要です。
そうした女性農業委員相互の交流・研鑽を図るとともに、農業委員としての資質の向上を図ることを目的として、京都府下の女性農業委員による組織「ぎょうと女性農業委員の会」が昨年四月に結成され、私も参加させていたっています。
女性農業委員として、微力ではありませんが、農業委員会活動を充実させるとともに、農村において男女共同参画の推進と、農業・農村の活性化を目指し頑張っていきたいと思っています。

きょうと女性農業委員の会
に参加して

編集後記